

万葉 防人の歌

— 農民兵の悲哀と苦悶 —

金子武雄 著

万葉 防 人 の 歌

— 農民兵の悲哀と苦悶 —

金 子 武 雄 著



公 論 社

《著者略歴》

金子 武雄（かねこたけお）

昭和8年3月 東京帝国大学文学部国文学科卒。
第八高等学校・東京高等学校（共に旧制）教授、
東京大学・駒沢大学教授を経て、現在 東京大学
名誉教授・昭和女子大学教授。

《主要著書》

『続日本紀宣命講』（白帝社）

『延喜式祝詞講』（武蔵野書院）

『日本のことわざ』（全五巻，大修館書店）

『古事記神話の構成』（桜楓社）

『上代の呪的信仰』（新塔社）

『称詞枕詞序詞の研究』（新塔社）

現住所 東京都小金井市桜町1-7-17

公論教養

万葉 防人の歌 ——農民兵の悲哀と苦悶——

3392-339607-2449

昭和51年6月25日発行

著 者 金 子 武 雄

発 行 者 里 見 匡

発 行 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目15番3-205号 株式会社 公論社
〒150 電話 (03) 476-3157 (代表) 振替 東京 8-196170

© 1976, Koron Sha

印刷 壮光舎印刷株式会社

製本 誠製本株式会社

まえがき

万葉集卷二十に「天平勝宝七歳乙未二月、相替遣筑紫諸国防人等歌」として、短歌八十三首、長歌一首が収載されている。防人とは、北九州・杵岐・対馬に配置され、大陸方面からの侵攻に備えての国土防衛の任を負わされた兵士のことであるが、故あってほとんどは東の諸国の壮丁だけが徴用され、その任に当てられた。総数およそ三千人、任期三年、毎年二月にその三分の一ずつ交替せしめられることになっていた。天平勝宝七年二月、その交替兵およそ一千人が、それぞれの国の防人部領使に引率されて、遠く筑紫の大宰府に向かったが、これら防人らが、郷国を出発する時から陸路難波津に集合し、さらに海路筑紫をさして出航するまでの間に作った歌を、国毎にその防人部領使がまとめ、これを兵部省に進上した。当時、兵部少輔として防人の事に当たっていた大伴家持は、これらの歌を取捨した上、およそ半数を万葉集に収載したのである。

防人らは、卷十四に収められているいわゆる東歌を生んだ人々と同じ地の農民であるが、東歌のほうはその日常生活の中に生まれた恋歌であるのに対し、防人らの歌は出征という非日常的な境涯の中で作られ、悲哀と苦悶とに満ちた歌である。それは東歌よりもさらに稚拙な歌ではある

が、それがかえって素朴な人間のなまのまの真情を率直に吐露しているので、読む人の心を打つものがある。

防人らの歌は、万葉集においても特異な存在として注目され、さまざまな方面からの研究が進められてきている。まだかならずしも解明されていないところもあるけれども、研究者諸氏の諸業績に負いながら、できるだけ繁雑と冗長とを避け、私なりにまとめてみたのが本書である。

昭和五十一年六月

著 者 しるす

万葉
防人の歌
目次

一 防人の沿革と東国防人	1
--------------	---

二 防人の制度	14
---------	----

三 東国防人集団の組織	24
-------------	----

四 東国防人等の境涯	35
------------	----

五 天平勝宝七歳の東国防人等の歌	43
------------------	----

A その記載の形式	43
-----------	----

B その作歌の場と地	46
------------	----

C 国々の歌群	50
---------	----

1 遠江	50
------	----

5 常陸	83
------	----

9 上野	126
------	-----

6 下野	94
------	----

10 武蔵	131
-------	-----

7 駿河	60
------	----

8 上総	70
------	----

信濃	122
----	-----

	D 結 語……………	144
	付 その他の防人の歌……………	153
	六 東国防人等の作歌能力と東歌……………	168
	七 東国防人等の歌進上の事情……………	179
	八 東国防人等の歌と大伴家持……………	189
	九 東国防人等にとってのその歌……………	202
	結 語……………	221
	付 天平勝宝七歳の東国防人等の歌略 注 釈……………	224
	天平勝宝七歳の東国防人等の歌五 句 索 引……………	

一 防人の沿革と東国防人

「防人」は唐の律令に見える語であるが、^{〔注〕}日本でもこれを取り入れてこの文字を用いた。万葉集に「佐吉母利」(四三三六)・「佐伎毛利」(四四二五)・「佐伎母里」(四三八二)・「佐伎母理」(三五六九)・「佐岐毛利」(四三八一)と^レしるされている語はこの防人のことをさしていると考えられるので、防人に相当する国語は「さきもり」であったことが知られる。「佐伎牟理」(四三六四)とあるのはその東国方言である。万葉集に「崎守」(三八六六)とあるのも、日本霊異記に「前守」(中巻、「悪逆子愛^レ妻、将^レ殺^レ母謀、現報被^ニ惡死^一縁第三」とあるのもやはり「さきもり」とよんだに違いなく、これらはまた「さきもり」の語義をも示している。すなわち、国土の前線・辺境を守る兵士の義である。

1 日本がこのような防人を置くようになったのは、いつごろのことなのか。日本書紀によれば、大化二年(六四六年)正月一日の改新の詔に

其二曰、初修^三京師^一、置^三畿内国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬^一、及造^三鈴契^一、定^三山河^一。

とあるが、ここでの防人は畿内に置いたもののようにもとれるし、このころ筑紫などに置かれたものと断定することはできないように思われる。その上、この詔そのものはその信憑性について疑われているものでもある。

天智天皇三年（六六四年）の条に

是歲、於^三対馬島・壹岐島・筑紫国等^一、置^三防与烽^一。又於^三筑紫^一、築^三大堤^一貯^レ水。名曰^三水城^一。

とある。「防」は防人に守らせるとりでのことであらう。天智天皇がこの辺境に防と烽とを置き水城を築いて防備をかためたのには理由がある。欽明天皇廿三年（五六二年）に任那の日本府が新羅によって滅ぼされ、続いて斉明・天智両天皇が百済救援のために朝鮮半島に出兵したが、これは天智天皇二年（六六三年）に唐と新羅との連合軍のために白村江で大敗北を喫し、日本は半島での地歩を失った上、逆に半島からの侵攻を警戒しなければならなくなったからである。防人の制度はたぶん、このころに始められたものであらう。

天智天皇十年（六七一年）十一月十日の条には

対馬国司、遣_二使於筑紫大宰府_一言、月生二日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓島勝婆娑・布師首磐、四人、從_レ唐來曰、唐国使人郭務儼等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、總合二百人、乘_二船卅七隻_一、俱泊_二於比知島_一、相謂之曰、今吾輩人船數衆。忽然到_レ彼、恐彼防人、驚駭射戰。乃遣_二道久等_一、預稍披_二陳來朝之意_一。

とある。唐からの使者の一行二千人が四十七隻の船に乗って日本へ近づいたが、これでは防人が驚いて戦闘をしかけるかもしれないと心配した使者は、唐から行を共にして帰ってきた日本人四人をして来朝の意を伝えさせようと、対馬の国司のところへよこしたので、これを大宰府に報告したというのである。これによれば、対馬に防人が実戦のできる状態にあったことが確かであり、また、それを唐からの使者らも知っていたことが知られるのである。

天武天皇十四年（六八六年）十二月四日の条に

遣_二筑紫_一防人等、飄_二蕩海中_一、皆失_二衣裳_一。則為_二防人衣服_一、以_二布四百五十八端_一、給_二下於筑紫_一。

とある。「遣筑紫防人等」とあるから、これは筑紫出身者でないことがわかる。どういふ事情で海中に漂うことになったのかはわからないが、冬の出来事であり、二月の交替期の事ではないから任地で勤務中のことのように思われる。

持統天皇三年（六八九年）二月十三日の条には

詔、筑紫防人、満年限^二者替。

とある。軍防令によれば防人の任期は三年となっているが、天武天皇十四年二月から二月が交替の時である―ちょうど三年経っている。令の規則通り任期の満ちた防人を郷里へ帰すように命じたものと思われる。

続日本紀によれば、和銅六年（七一三年）十月廿八日の条に

詔、防人赴^レ戍、時差^二專使^一。由^レ是^二駅使繁多、人馬並疲。宜^二通送^一免^二焉。

とあるのは、事情がよくわからない。^{〔注二〕}

天平二年（七三〇年）九月廿八日の条に

停_ニ諸国防人_一。

とある。これは防人そのものを廃止したというのではないであろう。それにしても、諸国からの徴集をやめて筑紫出身者だけを当てるというのか、東国出身者だけを当てる他の諸国の出身者を当てないというのか、これだけではわからないが、七年後の天平九年（七三七年）九月廿二日の条によれば、後者の意味らしいことがわかる。すなわち同条に

是日、停_ニ筑紫防人_一帰_三于本郷_二。差_ニ筑紫人_一令_レ戍_三老岐対馬_二。

とあるが、ここでの「筑紫防人」は筑紫に駐在する防人の意であり、それは七年前に徴集をやめられた「諸国防人」ではないはずである。それを今替えて筑紫出身者を当てようというのだから、七年前から今までは東国出身者を当てていたことになるからである。ここで東国出身の防人を本郷に帰し、筑紫出身者を防人としたのにはどういう理由があったのかは、なにもしるされていない。^{〔注三〕}

このあと万葉集巻二十に、天平勝宝七年（七五五年）二月、交替のために東国から徴集されて筑紫へ遣わされた諸国の防人等の歌八十四首が収載せられているから、その後また東国から徴集することになったのである。それには天平十二年（七四〇年）に筑紫すなわち九州において藤原

広嗣の反乱があつてこの地の壮丁の損失があつたことと、同十四年（七四二年）に廃止された大宰府が三年後の同十七年に復活されたことが関係しているであらう。

天平宝字元年（七五七年）閏八月廿七日の条に

勅曰、大宰府防人、頃年差_二坂東諸国兵士_一發遣。由_レ是路次之國、皆苦_二供給_一、防人産業亦難_二弁済_一。自今已後、宜_レ差_二西海道七国兵士_一合一千人充_二防人司_一、依_レ式鎮戍_上。其集_レ府之日、便習_二五教_一。事具_二別式_一。

とある。防人に坂東諸国の兵士を徵發して筑紫へ遣わすと、輸送の途次に当たる国々はその宿舎や食糧を供給するのに苦しむし、また徵發された兵士らの不在中は郷国の産業に取り返しのつかない損失があるから、今後は西海道七国—九州・杵岐・対馬—の兵士一千人を当てて替えるというのである。ここでまた東国出身の兵士を防人にすることがやめられたのである。

それから二年も経たない天平宝字三年（七五九年）三月廿四日の条には、大宰府から朝廷に対して、四つの不安を挙げてその対策をしてくれるように訴えている記事があるが、その中の一つに、次のようなことを言上している。

（前略）大宰府者、三面帶_レ海諸蕃是待。而自_レ罷_二東国防人_一辺戍日以荒散。如不慮之表、万

一有_レ變、何以_レ応_レ卒、何以_レ示_レ威。不_レ安二也。(後略)

すなわち、東国出身の防人が廃止せられたので国防上大きな不安がある、というのである。しかし朝廷では、「東国防人者、衆議不_レ充」とて聴き入れられなかった。それにしても東国防人が現地においてどんなに期待せられていたかが知られるのである。

天平神護二年(七六六年)四月七日の条には

大宰府言。防_レ賊戍_レ辺、本資_ニ東国之軍_一。持_レ衆宣_レ威非_ニ是筑紫之兵_一。今割_ニ筑前等六国兵士_一以為_ニ防人_一、以_ニ其所_一遺分_ニ番上下_一。人非_ニ勇健_一防守難_レ濟。望請、東国防人依_レ旧配_レ戍。

とあって、筑紫の兵だけでは防人・上番・下番に不足であるから、もとのように勇健な東国防人を配備してほしいと、大宰府から朝廷に訴えている。これに対し朝廷では「陸奥の城柵の修理に東国の壮丁が必要である。筑紫には東国からの防人が多く留まっているそうだから、それを当てたらよい。それでも足りないことがはつきりすれば、その分だけ東国の兵士で補ってやろう」と答えている。

防 人 沿 革 年 表

大化二年正月一日

(六四六年)

天智三年

(六六四年)

天智十年十一月十日

(六七一年)

天武十四年十二月四日

(六八六年)

持統三年二月十三日

(六八九年)

和銅六年十月廿八日

(七一三年)

天平二年九月廿八日

(七三〇年)

天平九年九月廿二日

(七三七年)

天平十年

(七三八年)

天平勝宝七年二月

(七五五年)

天平宝字元年閏八月廿七日

(七五七年)

天平宝字三年三月廿四日

(七五九年)

天平神護二年四月七日

(七六六年)

防人を置く(改新の第二詔)。ただし信憑性に疑問がある。

対馬・杵岐・筑紫に防と烽を置き、水城を築く。

唐から来朝の使者、対馬の防人を警戒してその国司に訴え、国司はこれを大宰府に報告する。

筑紫の防人等、海中に漂流して衣服を失ったので、布四百五十八端を給与する。

任期を終わった防人を交替させよとの詔を下す。

防人部領の専使を停め、国から国への通送とする。

東国出身の兵士だけを防人に当て、他の諸国出身の防人を停める。

東国出身の防人を停め、筑紫出身の兵士を当てる。

東国出身の防人を本郷へ帰す。

東国出身の兵士を防人として筑紫へ遣わす。

東国出身の防人を停め、西海道七国の兵士を当てる。

大宰府、東国出身の防人の配備を要請する。許されない。

大宰府、東国出身の防人の配備を再び要請する。若干の補充だけが許される。

以上が日本書紀と続日本紀に見られる防人の沿革に関する資料である。これによると、天平年間に筑紫出身の兵士を防人に当てたことも確かにあったが、しかしその後、大方は東国出身の兵士を当てていたことは確かである。もともと天平勝宝七歳の交替を最後にこれはほとんど停められている。

防人にははじめから東国出身の兵士を当てていたとする見解とそうではないとする見解とがあるが、令義解によると養老令の軍防令には「防人至津之間」・「自津発日」という語句が見える。「津」は難波津のことだけをさしていると考えなければならない。それでは西国出身の防人を任地へ送る場合に当てはまらないことである。さらに前にも掲げた続日本紀天平九年九月の条の

停筑紫防人_一歸_三于本郷_一、差筑紫人_一令_レ戍_三老岐対馬_一。

を見ると、「筑紫防人」というのは東国出身の兵士―少なくとも筑紫人でない兵士―のことであって、「筑紫人」のことを「防人」とは呼ばないかのような印象を与えるのである。なおここに見える「筑紫防人」が明らかに東国出身の兵士であることは、翌天平十年の周防国および駿河国の正税帳（大日本古文书 卷二一―二三〇）によると、この両国を通過されて通過した防人が伊豆・甲斐・相模・安房・上総・下総・常陸の出身の兵士であることによって明白なのである。

さて、これまで見てきたところによって明らかのように、防人は国土の辺境を守備する兵士の